

協議第 2 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- ・ 住民代表組織の設置

住民代表組織の設置について

- 地域自治制度の一環として、住民自治の拡充を目的とした地域住民の代表による組織を制度化するに当たり、その名称、所掌事項、選出方法、任期等について定めていくものです。

1 任意協議会（平成 15 年 11 月 4 日）において示した骨格 （別紙参照）

（１）概要

- ・ 地域の総意の形成とこれを行政へ反映させる役割、また、地域づくりの核として役割を担う。
- ・ 地域行政機関との“協議機関”とする。
- ・ 今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行う。

（２）法的位置付け

諮問機関として位置付け、制度的に保障する。

（３）組織構成

- ・ 地域の総意が反映できるような組織構成とし、定数は、一定の基準を定める。
- ・ 選出方法は、団体推薦制や公募制など幅広い方法で選出する。
- ・ 任期は、一定の活動成果が期待できる期間とする。
- ・ 報酬は、条例に定めた額を支払う。（日額報酬）

2 住民代表組織に係る条例の概要

（１）目的

個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを地域が主体となって行うことを通して、地方分権時代にふさわしい自立した地域社会を形成していくために、住民の意向を行政に反映させる役割を担う地域住民の代表による組織を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付け、地域住民と行政との真のパートナーシップを構築し、もって住民自治の拡充に寄与することを目的とする。

(2) 名称

この住民代表による組織を（仮称）地域自治協議会と称する。

○名称について

- ・ 地方制度調査会最終答申における名称（「地域協議会」）をベースに、住民自治の拡充という目的を加味し、名称は「（仮称）地域自治協議会」とします。
- ・ 住民代表組織は、協議機関（諮問機関）として制度化していくものであるため、名称は、3組織とも（仮称）地域自治協議会に統一します。

(3) 設置

市長及び地域行政機関の長の諮問機関として（仮称）地域自治協議会を次の区域に設置する。

名 称	区 域
（仮称）上三川地域自治協議会	《所管する区域》
（仮称）上河内地域自治協議会	《所管する区域》
（仮称）河内地域自治協議会	《所管する区域》

(4) 所掌事項

（仮称）地域自治協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

地域の施策・事務事業等の立案への参画

地域住民の意見の集約などを踏まえ、地域の新規施策・事務事業等の立案に参画する。

全市的計画の策定への参画（当該地域の関連部分）

- ・ 総合計画基本構想・基本計画の策定に際し、地域別の計画など、当該地域に関連する部分について、原案の策定に参画する。
- ・ 各種部門計画の策定に際し、地域計画など、当該地域に関連する部分について、原案の策定に参画する。

当該地域に係る市町建設計画、総合計画の執行状況等について、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。また、市長に意見を述べること。（市町建設計画に係る事項は、計画期間（10年間）の終了までとなる。）

その他の重要な事項

その他、当該地域に関して、重要と認められる事項について市長に意見を述べること。

○地域行政機関の長及び市長との関係

- ・ 地域づくりに関する事項については、地域が主体となって行うことが望ましいこと、また、市政における地域行政機関の権限を向上させるという観点から、地域行政機関の長との協議事項とし、当該地域に関する全市の方針などの重要事項については、市長に答申・建議できるものとします。

・ 地域づくりに関する所掌事項 地域行政機関の長と協議	、 の所掌事項
・ 合併特例法における地域審議会と しての所掌事項 市長に答申・建議	、 の所掌事項

- ・ ただし、地域を担当する特別職を、権限を持つ職として配置する場合、その設置期間においては、地域づくりに関する所掌事項は、地域を担当する特別職との協議事項とします。

(5) 組織

- ・ (仮称) 地域自治協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- ・ 委員は、設置区域に住所を有する者及び設置区域内の事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - 各種団体から推薦された者
 - 地元企業や N P O 等から推薦された者
 - 学識経験者
 - 公募により選任された者

○委員の定数について

- ・ (仮称) 地域自治協議会の定数については、委員の発言機会を確保し、効果的に会の運営を行うため、また、現在の 3 町の議員定数 (上三川町 20 人、上河内町 16 人、河内町 20 人) を考慮し、「委員 20 人以内」と定めます。
- ・ ただし、地域の人口等に差異があることから、その実情に即して若干の減員をすることについては差し支えないものとします。

○委員の選任について

委員の選任についての事務は、地域の実情に精通した地域行政機関の長が行うものとします。

○委員の構成について

委員構成については、地域の実情に応じて定めることとなりますが、組織をより適切で機能的なものにするために、次のような構成を目標とします。

各種団体から推薦された者 【１０人程度】	・ 自治会、経済団体、ＰＴＡなどから推薦された者。ただし、組織の活性化の観点から、委員全体において、団体推薦が大部分を占めることがないよう留意する必要がある。 ・ 必ずしも役員を推薦するということではなく、若手を登用するなどにより、年齢層等に偏りがでないことが望ましい。
地元企業、ＮＰＯ等 【３人程度】	・ 地元企業は、地域の構成員として重要なメンバーであり、地域振興に際し、地域への社会貢献の観点から、その役割の発揮が求められる。 ・ ＮＰＯ等は、基本的には区域を限定せずに活動する団体であるが、地域環境・地域福祉活動など、地域活動に重要な役割を担い、その高い専門性等を地域づくりに生かすことができる。
学識経験者 【３～４人程度】	・ 学識や経験に基づき若干名を選任。
公募により選任された者 【３～４人程度】	・ ２人（１０％）以上 ・ 誰にでも参加できる機会を提供し意欲ある住民の意見を広く取り入れることができる。

○委員の年齢について

委員は、地域の総意をより適切に反映させるため、幅広い年齢層から選出することが望ましく、地域の活性化の観点からも、若者の地域参加が求められることから、地域の将来を担う年齢層も選任することについて、検討していきます。

○委員の準公選による選出について

各種団体等からの推薦制は、準公選的な意味合いを持つことから、上記の選出方法を採用のものとしますが、準公選制については、地域の代表性や正統性をより向上させる方法であることから、将来的な課題とし、住民自治の熟度等を踏まえ検討していきます。

（６）委員の任期

委員の任期は、３年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

○委員の任期について

- ・（仮称）地域自治協議会の役割は、地域づくりに関するものなど、一定期間の議論や活動の蓄積を経て、成果をあげることができるものであることから、一般的な審議会の委員の任期（２年とするものが多数を占める）と比較し、ある程度長期に設定する必要があるとともに、より多くの地域住民の参画を得るという観点や委員の固定化を防止するという観点とのバランスを考慮し、委員の任期を３年とします。
- ・ただし、組織の継続性を確保し、委員の交代を円滑に行うため、委員の在任年数の限度を２期６年とし、その期間内は再任できるものとします。

（７）会務・会議の運営

ア 会長

- ・（仮称）地域自治協議会に、会長を置く。
- ・会長は、委員の互選とする。
- ・会長は、会務を総理し、（仮称）地域自治協議会を代表する。
- ・会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

イ 会議の運営

- ・（仮称）地域自治協議会の会議は、会長が招集する。
- ・会長は、会議の議長となる。
- ・（仮称）地域自治協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ・（仮称）地域自治協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（８）報酬

委員の報酬は、条例により定められた会議開催に伴う日額報酬を支払いますが、住民自治の拡充の観点から、自主性に基づいた活動を期待するため、適正な日額報酬の額を設定していきます。

3 今後の取組

(1) 住民自治活動との関係

(仮称)地域自治協議会は、地域住民の意見を行政に反映する代表であるとともに、自らが住民自治の活動についてもその主体であることが望ましいことから、協議機関と住民自治活動の実行主体とが連携できる体制とすることを目指し、必要な育成・支援を行います。

(2) 代表性の確保

- ・ (仮称)地域自治協議会は、地域の総意を形成し、行政へ反映させていく重要な役割を担うことから、より地域住民の代表性を高めるための仕組みとして、例えば、100人委員会制などが考えられますが、(仮称)地域自治協議会を大規模なものとするについては、住民自治の現状や組織運営を考慮すると、現時点においては困難と言わざるを得ません。
- ・ そのため、(仮称)地域自治協議会の下に参加制限を設けない部会を設置し、こうした住民参加の会議による議論を(仮称)地域自治協議会に取り込むなど、地域の自主性を尊重した取組ができるよう、将来的に検討していきます。

(3) 地域自治制度と自治基本条例制定への取組

- ・ 自治基本条例は、自治体運営の基本原則や住民参加のルールなどを定める条例であり、住民自治の拡充を目的とした地域自治のあり方についても、その大きな要素の一つと考えられます。そのため、地域自治制度を自治基本条例に位置付けることにより、その恒久性を高めることについて、検討する必要があります。
- ・ 自治基本条例は、合併後、新市全体の住民の参画を基盤とし、議論を重ねながら、速やかに策定することを目指します。

地 域 自 治 制 度 の 構 築 に つ い て

— 第 4 回宇都宮地域合併協議会（平成 15 年 11 月 4 日）報告資料 住民代表組織部分 —

○ 住民代表組織の全体像

- ・ 住民代表組織は、地域の総意を形成し行政に反映していくとともに、地域が主体となった地域づくりの核としての役割を担います。
- ・ 住民代表組織は、自主的かつ積極的に、より良い地域づくりや地域課題の解決を行うため、地域行政機関との“協議機関”，すなわちパートナーとして、地域住民や住民組織などとの連携が求められています。
- ・ このように、住民代表組織は、住民自治の拡充において極めて重要な役割を担うことから、その役割を十分に果たすことができるよう、住民組織（コミュニティ組織）の熟度などを念頭に、制度を構築していきます。
- ・ 住民代表組織は、新市における住民自治の熟度や国における「地域自治組織」の検討状況を睨みながら、今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行います。

（１）法的位置付け

- ・ 住民代表組織は、地域づくりのための組織として、より意欲的な取組がなされるよう、その位置付けを明確なものとします。
- ・ 住民代表組織は、地方自治法に基づき条例の定めるところにより、諮問機関として位置付け、制度的に保障します。

（２）具体的な役割

住民代表組織は、主として次に掲げる事項について、役割・機能を有します。

当該地域の施策・事務事業等の立案への参画

当該地域に関する計画の策定への参画

市町建設計画の執行状況に対し意見を述べるなど、合併特例法における「地域審議会」の役割

（３）組織構成

ア 基準

全市共通の一般的な基準を作成し、具体的には、地域行政機関が地域の実情に応じて運用します。

イ 構成及び定数

- ・ 住民代表組織は、地域の総意が反映できるような組織構成としていきます。
- ・ 住民代表組織の構成員の定数は、地域の人口規模や旧町の議員数などを参考にしながら、一定の基準を定めます。

ウ 選出方法

住民代表組織の構成員の選出については、自治会やPTAなど地域の各種団体の推薦を受けた者を任命する団体推薦制や公募の住民の中から選出する公募制など、幅広い方法において選出し、住民代表性の向上に努めていきます。

エ 任期

住民代表組織の構成員の任期は、一定の活動成果が期待できる期間とします。

オ 報酬

住民代表組織は、諮問機関として位置付けられることから、構成員には、条例に定められた報酬を支払うものとします。